

第7回小樽市自治基本条例策定委員会

- ・日 時 平成22年12月14日（火）16:00～18:00
- ・場 所 市役所別館6階 消防講堂
- ・出席者 横山会長、石黒副会長、上野委員、小笠原委員、川脇委員、佐藤委員、中委員（神野委員、田口委員、中松委員、松本委員、山崎委員欠席）
（オブザーバー）富樫会長、山澤副会長
（事務局）布主査、石澤係長、近藤主査

（布主査）

ただいまから第7回目となります小樽市自治基本条例策定委員会を始めさせていただきます。本日の議題については、「情報の公開・提供・共有」です、市の説明も準備してございますので、ご議論いただきたいと思います。それでは横山先生よろしくお願いたします。

（横山会長）

それでは最初に「委員会での議論の方針についての委員長メモ」という参考資料をご覧ください。今日は情報公開・提供・共有についてですが、今後、参画・協働だとか、市民の役割だとか、テーマ毎に議論していくということになります。議論の進行について、皆さんにご提示いたしまして、賛成していただければそれで進めたいと思います。

まず各テーマについて議論します。今日は12月14日ですので情報共有などについての議論です。テーマにもよりますし、議論の白熱具合などにもよって、議論は1回で終わる場合もあるでしょうし、複数回かかる場合もあるでしょう。それから簡単なテーマであれば1回で複数テーマを議論して終わらせるというようなケースも出てくるでしょう。

議論がひととおり終わりましたら、事務局に条文案をとりまとめて委員会に提示してもらいます。つまり、各テーマについて議論をした私たち委員会のメンバーの発言だとか雰囲気踏まえて、事務局が委員会としての条文案をとりまとめます。毎回テーマが終わった度にというのではなくて、三つか四つのテーマについて議論した時点で、まとめて事務局から出してもらおう。その条文案作成についての議論の際には、石黒先生にオブザーバーを務めていただきたいと思います。そしてテーマについての条文を確定する。こういう作業の流れでいきたいと思います。ここまでがメモの1から3までです。

4については、委員会の議論が数回進んだ時点で、議会関係者との懇談を1回くらい持つということです。これからの議論の進み具合もありますが、7月頃くらいが適当かなと思っています。あまり進んでいない時に議会と話してもちょっと話にならないでしょうし、全部確定してから話をするのも遅い。議論が3分の2くらい進んだところと考えると7月頃と想定しました。

それから5のワークショップの開催ですけれど、2月の23日と3月2日で予定をしております。小樽駅前ですという予定です。これにつきましては、委員の方は特に参加を強制されるということはありませんが、ワークショップの雰囲気というのを味わっていただいた方が今後の議論のためになるということで、できれば2回やるうちの1回は参加してほしいと思います。

それから6ですが、ワークショップよりも少し広く市民に周知しましょうということでフォーラム

を1回開催したい。これも議論の進行を考えれば5月頃の開催がいいんじゃないかと思います。季節的にも5月頃がいいと思います。本当はワークショップも季節的なことを考えたら春の方がいいのですが、スケジュールの関係もあるので、ワークショップは冬にやります。今までの経験からすると講演とシンポジウム形式が良いかと思います。

このように考えていますが、ちょっとご意見をいただければと思います。石黒先生にはかなりご負担をおかけしますが、よろしく願います。どうでしょうか。大体こういう形で進めていくということでしょうか。

それから続いて、「委員長メモ」というのを用意いたしました。これはこれから議論をしていく時に、このとおりやりましょうというものではありません。あくまで議論を進める促進剤として使えればという趣旨です。市長の「責務」が良いのか「役割」が良いのか、そういった感じで、市長の責務、市職員の責務、議員の責務、コミュニティ、参画・協働、住民投票、市民の権利義務、情報共有、条例の目的、条例の位置づけ、国と道、他自治体との関係、条例の見直し、行政運営、外部監査。委員の皆さんから出てきたものを網羅している訳ではないですけど、こういったものがヒントになると思います。ですから委員の皆さんはもっといろいろなテーマで出されていますので、委員長メモにないものがあるかと思いますが、主要なものについて整理させていただきました。なにかの参考にしていただければと思います。今日は情報公開・情報共有ですので2枚目の裏にありますね。これについてはよろしいでしょうか。

それでは今日は情報公開・提供・共有ということで具体的に議論をしますが、自治基本条例というのはもともと、それぞれの市が今までやってきた施策だとか、あるいは市が作ってきた条例だとか、そういったものを踏まえての自治基本条例でありますので、そういう面でいうと小樽市で情報共有に関わる領域でどういう施策や条例があるのかを事前に知っておいて、そして議論に入るといふことにしたいと思います。それでは事務局の方で説明していただきたいと思います。

(布主査)

それではまずですね、今回三つに分けておりますが、まず最初に個人情報と情報公開の関係で総務部総務課の近藤からご説明いたします。

<総務部総務課近藤より説明>

(横山会長)

この部分についてご質問がありましたらどうぞ。

職員の採用試験というのは結果をお知らせしていないんですか。

(近藤主査)

一次試験の合格、不合格だけです。点数は道とか他の市町村では口頭による個人情報の開示請求というような条項を設けて、口頭で開示している市もありますが、小樽市の場合、まだ制度化されておられません。

(横山会長)

教員採用試験なんかは都道府県によっても違いますが、受かる落ちるに関わらず通知に点数が載っているところが多いですね。

(近藤主査)

採用試験の開示請求は小樽市にとって今回が初めての請求でしたので、他市の事例も確認したんですが、口頭でお伝えする、個人情報の開示請求とは別に要綱を定めて、点数は全員に文書で通知するのではなく、本人から請求があれば知らせるという形を多くの自治体ではとっているようです。

(横山会長)

そうですね。ほかにご質問ですかとかございませんか。

(上野委員)

情報公開で一部開示にするとか全部開示にするとかはどなたが決めるのでしょうか？

(近藤主査)

情報公開条例第7条の公文書の開示義務というところで、第1号から第6号までに不開示の場合について定めていますが、まず具体的に開示請求がありましたら、私のところで受け付けてこの文書はどこの課が所管している文書なのかということを確認します。所管の課が定まりますと、その課で対象となる文書の中身を全部確認して、ここの条項に当てはまるかどうかということを確認します。それで例えば個人情報であった場合は、その箇所、例えば氏名、生年月日、ご住所などは黒塗りして見えないような形で請求者の方にお渡しするというようなことになっております。

(上野委員)

市長が決定する訳でなくて、その課で判断するんですか。

(近藤主査)

私どもは仕事をしていくうえで全て決裁ということがありまして、決裁の専決規程で情報公開の開示については部長までということになっております。所管の部長と、私ども総務部総務課で情報公開を担当していますので総務部の部長までということで決裁をして、その中でチェックをさせていただいております。

(上野委員)

小樽市の判断としてその方が責任を持つということですか。

(近藤主査)

そうですね。当然いきなり決裁をまわす訳ではなくて、私どもと開示請求された所管の課の方で協議

といたしますか、内容についてはじっくり確認して開示、不開示の精査をしております。

(横山会長)

石黒先生がやっておられる情報公開審査会には、事務局で特別に難しいものだけを出すんですか。

(近藤主査)

審査会は不服の申し立てを取り扱います。例えば、一部不開示にして黒塗りしたものを請求者にお渡ししたとしますよね。条例の第7条に決められていて、こういったものは開示できないことになっておりますので不開示にいたしましたということを説明します。それに対して納得できないということで不服の申し立てをされるようになった場合に、その内容を審査会の方に諮って、請求された方のご意見も聞いていただいて審議していただくということになっております。

(横山会長)

不服申し立ては年間どれくらいあるんですか。

(近藤主査)

最近無いです。平成19年度に1件あって以来ございません。原則開示なので、開示できなく黒塗りするという場合はこの条例の中のどれに当てはまるのかということをも十分議論します。所管の方々はやはり見られたくないという気持ちもあると思います。そういった時にはこの条例の中身を十分理解していただけるように、この不開示の条項に当てはまらなければ黒塗りはできませんということを伝えて、やりとりしながら開示できるような形に進めています。どちらかということも情報公開は開示ということをも常に言って進めさせていただいております。

(横山会長)

ありがとうございました。ほかにご質問があればまた後でお願いします。

(布主査)

続きましては広報全般につきまして、広報公聴課の佐藤よりご説明いたします。

<総務部広報公聴課佐藤より説明>

(横山会長)

何かご質問ございましたらお願いします。

一番最後に市議会だよりが年4回、それから水道局の広報誌が年2回とありますが、市立病院の広報誌はどれくらいですか。

(佐藤主査)

市立病院の広報誌は年4回です。

(上野委員)

ご説明ありがとうございます。いろいろな広報媒体があり、広報誌は若い人なら読まないとか、ホームページだったらお年寄りが読まないとか、町内会だと時間がかかるとか、それぞれ弱点があるとのことですが、ホームページはできるだけ若い世代にも分かりやすいように情報を出しているとか、町内会の回覧版はスピードはないけれどもお年寄りはよく読むと思うので、お年寄りに伝えたいものを中心に情報発信しているとか、そういうような選り分けをしているんですか。

(佐藤主査)

どちらかというと私どもが所管というよりも、各担当課で回覧版にするか、広報誌にするか色分けをしています。回覧版は先ほど言いましたように、時間はかかってしまいますけれど確実に広くというケース、例えば先ほど出た除雪だとかはたしか回覧版でも念押しで回しているはずですが。あとは教育関係で、例えば学校だよりなんかはよくその地域で回っていると思います。ホームページや広報誌の場合はどうしても特定の対象ではなく、広く全ての人という部分があるんですよ。逆に絞ってはいけないのかなという気がしてまして、工夫としては先ほど言いましたように、広報誌の場合はなるべく若い方に受けるような表紙にしたりとか、ホームページの場合はお年寄りでも目に負担がかからないように字を大きく拡大できるようにしたりとか、そういった取組みというのは随時行なっております。

(横山会長)

情報パレットは子育ての情報なんか随分多いんでしょう。

(佐藤主査)

多いですね。若い世代は読まないという話をさっきしましたがけれども、子育て世代の方はかなり見られているようです。学生さんとか、まだご結婚されていない若い世代の講読率が低いという話をしたつもりです。おっしゃるとおり子育てしている方からはかなり反響があります。当然ですが、広報に載せるのと載せないのではイベントなんかの参加率も断然違うみたいですね。

(横山会長)

やはり広報おたるが大事だと思うんですね。新聞に挟まってくるから目にする機会というのはあると思うんです。ホームページというのは自分がアクセスしないといけないですから、なにか問題意識でもないとなかなか開かないですよ。そういう面でいうと、やはり基本は広報おたるなのかなという気がしますね。

(上野委員)

ホームページは評価されているんですね。

(佐藤主査)

どうやらそのようですね。去年リニューアルして全然作りが変わったんですよ。先ほど言いましたよ

うに高齢者ですとか障がい者の方に配慮したようなシステムを入れましたので、その分の評価というのは高くなったのかなという気はしています。

(上野委員)

各種の申請書とか、そういった類のものは最近割とネットからダウンロードできるようになっていると思うんですけど、札幌市なんかはできるようになっているんですが、小樽市はどうなんですか。

(佐藤主査)

全部ではないですけど、一部の書類はダウンロードできるようになっています。ただ、できないものもあったと思います。

(小笠原委員)

今、地域SNSって結構盛んですよね。小樽はそういったことは全く予定ないんですか。会員制でのソーシャルネットワークで、自治体が運営するSNS。結構各地で始まっていると思うんですよ。行政情報だけじゃなくて民間の情報が中心なんですけれど、いろんな情報をそこに投稿することもできますし、もちろん引っ張ることもできるんですけど、コミュニティの核になっているところで盛んになっているんです。運営自体は相当大変なんだろうけれど。

(佐藤主査)

今のところ話としては出てきていないですね。

(横山会長)

ほかにどなたかございますか。

(中委員)

佐藤さんどうもありがとうございました。感想ですけど、僕らにすると広報おたるがやはり一番面白い。ちょっと行ってみたいと思うようなイベントなどが載っているのが広報おたるですよ。毎月楽しみに読ませていただいているんですけど、アンケートを見せてもらったら、小樽市の問題がこのアンケートにはっきり出ていると思いました。まず年代ですよ。今まであまり気に止めていなかったのですが、自分もちょっと地域のためになにかしてみたいというのは、郷土愛とかまちへの関心が無いとやりませんよね。そうなるとうち内会をもうちょっと活発にしなきゃいけないと思うのだけれども、面白くない町内会では若い人と一緒になってなにかやろうといっても相当壁を乗り越えないと、町内会活動が皆のものになかなかならない。そういった現実を感じるんですけど、広報おたるのアンケートに回答された皆さんの内訳を見ると、まさに小樽にどれくらい関心ありますかという調査とほとんど同じような気がします。この年代層がもうちょっと平になるような感じにしていかないと、まちづくり全体を考えるといびつなままで、これからどんどん郷土愛が薄れてまちに関心が無くなっていくような気がしますし、そういったことの一つのバロメータになっているような気がしますし、面白い数字だなと思いました。

(佐藤主査)

そうですね。小樽市の人口の年齢の構成比からと比べても、非常にいびつな構成比になっていると思います。たしかに若い方が少ないんですけど、ここまで極端な数字の出方にならないと思いますので。先ほど言いましたけれども、なるべく若い方にまちづくりに参加してほしいという意味を込めて、年に2回行なう特集もありますし、今回の「きらり樽人」は年配の方をご紹介しますけれども、なるべく若い方にも出ていただくような方向で、常に意識をしているつもりです。

(石黒副会長)

変な質問ですけどよろしいですか。今ご説明いただいて小樽の状況は分かりましたが、どこか他都市でこういったアンケートをやっているところがありますか。

(佐藤主査)

残念ながら他都市でこのようなアンケートをとった結果というのは見たことがないです。うちもこれは3年前のアンケート結果でして、それ以後やっていないです。ですので、なかなか比較ということはできていません。他都市と比較するという方法もありますし、その後どうなっているのかという比較も恐らく必要だと思います。その辺は今後広報誌のスペースを割いての募集になりますが、ちょっと考えていきたいなどは思っています。

(石黒副会長)

中さんが今おっしゃったように若い方が関心ないというのは一番問題ですよ。これから若い人が中心になっていく訳ですから、70代が圧倒的に多いというのでは問題ですよ。

(川脇委員)

それと、ここの中でいろいろ書いてある税の無駄使いとか、広報の必要なしなんていうことは市民の方から言っただけでいい気がしますが。この辺は市民にPRするような方法を考えていかないといけない。せっかく一生懸命やっている訳ですから。

(中委員)

それからもう一つ良いですか。説明会の話がありましたが、私も知らなかったのですが、小樽市で町内会に呼びかけて、出前でもって町内会と小樽市の橋渡しをするといった制度を3年前にやっていたらしいんですが。

(佐藤主査)

まち育てふれあいトークのことをおっしゃられているのではないかなと思うんですが。

(中委員)

それではなく、依頼すると市の人が町内会に入ってくれて、いろいろ相談に乗ってくれるというもの

です。今日議論をしていて、僕はそれがかなり重要で、これから市と町内会とが二人三脚で進めていかないとまちづくりは難しいと思いました。もっと砕けた面白いものになっていかないと若い人を取り込めない。その辺りの工夫がこれからものすごく重要になるんじゃないかなとこの頃思っているんです。先日、新光南の町内会でその話をちょっとしたら、副会長がそういえばリーフレットが来ていたと言っ
て見せてくれました。それによると、3年前に始めたが、現在45町会くらいが申込んでいるらしくて、あとの108町内会は無回答、興味がないらしい。その話を聞いたのは初めてでした。僕はずっと町内会の警防部長をやっていますが、会長、副会長で情報が止まっていたのです。こんな難しいことを町内会で話してもしょうがない、意味がないと思っているのか、結局、紙で町内会に案内が来ても、町内会の会長、副会長がやりましょうかという気になっていないということなのです。意味が分かって、市の方に来てもらっているいろいろ町内会と一緒にやろうという町内も45団体くらいあるらしいのですけれど、大概の町内会は分かっていない。なぜ分かっていないのかというと、どうも上から目線じゃないのかなとちょっと感じたのです。文章が明らかに上から目線という訳ではないのですが、上から目線で来られたら町内会も煩わしいというか、干渉されたくないという気持ちになる。査察されているような嫌な気分も発生するのかも知れないですよ。それで、そんなものいらないというか、議題にするほどでもないという感じになっているのではないかなと思ったんですよ。市はそういった本意ではなくて、もっと町内会と連動してまちを活性化させたいと思ってやろうとしているはずなのに、上から目線っぽく受け取られて、煩わしく思われているような気がするのですけどね。その辺りをこれからもうちょっと良い方向に持っていけばいいと思うんです。

(佐藤主査)

町内会に市の職員が入るという話はたしかに3年前に出たもので、今も制度として続いています。始まりは町内会の方々から、お年を召した方が増えてきてしまったので、手伝える人を市から出してもらえないだろうかということだったと思います。市としては、市の立場もあるんでしょうけど、たぶん入る人というのはその町内に住んでいる市の職員だと思います。上から目線とおっしゃられていましたけど、同じ目線に立って、中に入って町内会を活性化させようという意図があったと思います。ただそれがうまく町会に伝わっていない部分があるのかも知れません。周知の仕方がどういう形だったのか、例えば町内会の皆さんが集まる機会に直接説明したのか、単純に紙を撒いて終りにしたのか、その辺の違いもあると思いますが、一緒にやる時にはやはり皆さんに集まっていただいて説明することが大事なかなという気はします。

(横山会長)

よろしいでしょうか。それでは広報に関する取組みのご報告を終りにしたいと思います。ありがとうございました。あとは事務局の方からパブリックコメントについてでしょうか。

<総務部企画政策室布より説明>

(横山会長)

それでは自治基本条例も案ができれば30日以上期間を設けて意見を募集するんですね。

(布主査)

そうです。

(横山会長)

よろしいでしょうか。それでは今日はもう後半になってきましたが、これから情報公開、情報共有について議論していただきたいと思います。私の方で用意した委員長メモをご覧くださいのですが、2枚目の裏にこういったところが論点になるのではということは何点か書いております。

一つめに、大項目には、情報共有が良いのか、あるいは情報公開・情報提供が良いのかということ。それから二つめは情報共有について、これ自体で分かりやすいのか、用語解説をした方が良いのかということですね。三つめに、情報共有を私は(1)から(5)に分けてみました。(1)は情報公開ということですが、小樽市には情報公開条例がある訳ですけども、情報公開の必要性等についてどこまで基本条例で規定する必要があるか。それから市の情報公開の状況と情報公開審査会の状況について。これは先ほど説明していただきました。(2)は広報・広聴活動ということですが、要するに情報提供のことで、情報公開と情報提供は車の両輪であると考えていまして、どのような形で基本条例に盛り込むのが良いのか。また情報提供と広報・広聴活動はイコールと考えて良いのか。市の制度に照らし合わせて考える必要がある。(3)は説明責任。市民に対する説明責任は必要ですが、どの程度盛り込む必要があるか。それから説明責任という言葉を広報・広聴活動に含めて、情報提供としてしまって良いのか。それとも説明責任というのは別のところで規定した方が良いのか。それから(4)に個人情報保護ですね。市には個人情報保護条例がある訳ですが、基本条例にはどのような形で入れたら良いか。それから、これはむしろ参画・協働のところかも知れませんが、市民活動をするうえで個人情報保護が制約要因になっていることはあるのか。あるとしたらどのようにしたら良いのか。参画・協働のところで議論する必要がある。最後(5)がパブリックコメントですね。参画・協働のところで扱うべきなのか、それとも情報共有のところで扱うべきなのか。市の運用実態はどうかなどと考えられます。

あとですね、二つほど他自治体の条例ではどうなっているかを見てみたいと思います。一つは稚内市ですね。稚内市は第3章が情報共有になっていまして、5条から7条まであります。それぞれ情報の提供、情報の公開、個人情報の保護ということになっています。情報の提供については第5条で「市は、まちづくりに関して、市民に情報を適切な時期にわかりやすく提供し、情報の共有に努めます」としています。情報の公開については第6条第1項で「市は、市民の知る権利を保障し、市の保有する情報について原則として公開します」、第2項で「市は、市の保有する情報を市民が共有する財産として、大切に管理します」としています。つまり公開を原則として、もう一方で市が管理するということです。それから個人情報の保護ですが、第7条第1項で「市は、保有する個人情報に関して厳重な管理を行い、他の法令などに定めがある場合を除き原則として、本人以外には開示してはならないものとします」、第2項で「市は、市の保有する個人情報について、開示、訂正、利用停止などを請求する権利を保障します」としています。こういった文言で情報提供、情報公開、個人情報保護を規定しています。

次に、帯広市は第4章で書かれていますが、情報提供、情報公開、説明責任ということで、情報提供、情報公開は稚内市と同じですが、個人情報保護という項目がない。その代わりに説明責任が入っています。いろんなところで似たような表現ですが、微妙に違うという感じがします。それではちょっと具体

的な議論をしたいと思います。どうぞご意見を述べてください。

(石黒副会長)

会長が稚内市と帯広市の条例を示されましたが、帯広市では情報共有のところに個人情報の保護がないですけど、これは次の章の行政運営のところに入っています。

(横山会長)

そうです。帯広では個人情報保護をやらないということではないですね。情報共有のところには入れていないですが、行政運営の中の第20条に入っていますね。

ニセコ町は、個人情報保護は第3章の情報共有の中に入っていますね。

札幌市では、情報共有というのは第6章第2節ですね。第25条から第27条で情報公開、情報提供、個人情報の保護としています。

江別市は第6章ですね。第21条から第23条です。情報共有、情報公開、個人情報の保護。ですから、個人情報の保護は帯広市を除けば情報共有の中に入っていますね。それから各章立ては、大項目は情報共有というのが多いですね。情報公開とか情報提供を大項目の下に持ってきているということですね。詳しく規定するのが良いのか。大抵どこもそんなに詳しくは規定していませんが、もっと詳しく書いた方が良いのであれば、ここに出てきている自治体くらいの書き方で良いのかということも議論の対象になると思います。

あまり皆さんで大きく意見が分かれるようなところではないと思います。ちょっと見てほしいのは、各委員の皆さんが情報共有についてどのような形で盛り込んでいるかということです。

まず上野委員。特に情報共有は入れていないですが、いくつかコメントは出されていましたね。

小笠原委員は個人情報の保護を市政運営の原則の中で出されていました。

情報共有を前面に出したという方は佐藤委員。まちづくりの推進という項目の中に情報共有の推進とあります。

それから田口委員は情報の公開・提供・共有ということで住民の知る権利、意思決定経過の透明化、情報の公開・提供・共有、個人情報保護、情報収集・管理とあります。表現的にいうと情報の公開とか、提供とか、共有とか、個人情報保護とかの他に、さらにもう少し盛り込んでみようということで、住民の知る権利、意思決定経過の透明化というような表現がありますね。そのような文言が入っても全然問題ないです。小樽市の情報公開条例の中で住民の知る権利という表現がありましたので、条例に抵触することにはなりません。

そんなところですが、どうでしょうか。一般的な自治体の条例のような感じで考えた方が良いのか。もう少しその中で、住民の知る権利だとか、意思決定経過の透明化だとかの文言を入れた方が良いのか。

(上野委員)

私はそんなに細かく書かなくて良いのかなと思います。また、情報共有というと皆で情報を分かち合いましょうというイメージですが、情報公開というと一方的なイメージを受けます。札幌市は、大項目を情報共有として、「まちづくりに関する情報を市民と共有するため」と規定しています。情報公開は小項目。ニュアンス的な問題、受け取り方でしょうが、私はその方が良い気がします。

(横山会長)

そうですね。情報共有の方がかなり広いですね。提供も入ってくるし、公開も入ってくるし、個人情報保護も入ってくるし、それからそのために行政は情報を大切に管理しないといけない、そういったことも全部、情報共有の中に含まれますよね。一般に条例では非常に抽象的に書いてありますが、少し具体的に書くこともできます。例えば情報提供の手段について先ほど説明していただきましたが、全部を挙げる訳ではないでしょうけれど、広報おたるやホームページなどといった表現を入れて、それらを用いて情報を提供しますといった具体的な文言を入れるということはもちろんできますよね。

(小笠原委員)

それは「情報提供の方法」ということになるでしょうか。

(横山会長)

そうです。情報提供すると抽象的に書くだけでもいいんですが、いくつか今日お示しされましたのでそれらを具体的に書くということももちろんできます。市民に分かりやすい条例にするというのであればそうすることもできます。ただ、情報共有のところで具体的に書いてしまえば、他のところでも具体的に書かざるを得ない。

(佐藤委員)

私の中では、情報共有とした方が自分の中ではストンと落ちますね。というのは、市民が提供してほしいものと行政が公開しなければならないものとは違うこともあると思います。市側として公開しなければならないというのは義務であって、市民が知りたいというのは義務ばかりでなくて権利でもある、という意味からいうと共有とした方が良いと思います。

あと、具体的に書くこともできるということですが、あまり細かなことを書いてしまうとその後、情報の提供の仕方が変わることもあります。あまり具体的に書いてしまうと、その部分を訂正しなければならなくなることも出てくると思うので、言葉は濁して、後で膨らまして説明ができるような範囲で留めておいた方が私は良いと思います。

(横山会長)

どうでしょうか。これから議論をしていく時にどちらが良いのか。コミュニティだとか、住民投票だとか、参画・協働だとかになると少し定められないのかなということもちょっとあるんですよね。

(小笠原委員)

私は佐藤委員のおっしゃることはよく分かりますし、そのとおりだと思いますが、反面、マイナスにとらえると、市民がほしい情報を誰でも、いつでも、どういうことについてでも得られるような状況になっていないと思います。ですから義務的な情報提供だけで、これは間違いなく周知しましたよ、ここに載っているじゃないですかということもあります。

例えば、市民は広報誌の第1面に載せるくらい大事なことだと認識しているけれども、市の方ではそ

れほどの問題ではなくて町内会の回覧で済むと判断するかも知れない。その辺の判断というのはすごく難しいと思います。知る権利ということが知らせる義務と必ずしも大きさが一致しないと思います。情報を上手にとらえる人もいるけれど、そうでない人もいます。ですからどんな立場の人も、パソコンを持っていない人も、新聞をとっていない人も、情報を入手する手段がない人にとっても分かりやすい情報の共有がなされるようであればいいと思います。

(横山会長)

今回、小樽市の情報公開条例を初めて見ましたけれど、第1条の目的というのは結構しっかりしたことが書いてありますね。「市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を請求する権利を明らかに」するとか、「市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう」という表現です。

ですから小樽市はかなり明確にそういうものを盛り込むこともできます。市民の知る権利を自治基本条例の中に書くこともできますね。既に情報公開条例に書いてあるからですね。条例とか施策と全然関係ないことは自治基本条例には掲載できませんから。問題はどれくらい抽象的に書くのか、あるいは具体的に書くのか、この判断です。

(佐藤委員)

記憶が定かでないですが、条例を作るほかに、さらに解説文を作るという話でしたよね。

(横山会長)

それは作った方がいいと思っています。

(佐藤委員)

それをある程度具体的な市民向けの冊子にさせていただいて、条例は条例として、ということが良いでしょうか。

(小笠原委員)

できあがったものは全戸に配布するのですか。これ自体の情報がきちんと市民に伝わらないといけないですよ。広報に全文載せるのでしょうか。

(横山会長)

ホームページには全文を載せますが、広報には全文を載せることは難しいですよ。

(中委員)

今の話と関連しないですけど、商工会議所の会頭が久々に変わって、やはりリーダーが変わると目のつけどころとか発想とかも変わりますよね。今までやってきた商工会議所の流れではちょっと議論が不足で、ちゃんとやってきたようだけど根本的にちょっと足りないものがあったんじゃないかということで、若い人を集めて、もう少し現実的に後志の交流とかも考えたいということを始めようです。

さっき町内会の話をしましたけれど、僕も町内会の目先の行事に追われていて、根本的に町内をこれ

からどうしたらいいのか考えるなんてことはやったことがないです。

今回、この自治基本条例を考える機会は僕にとってすごく刺激的な興味のある機会なのですが、例えば庁内研究会でも、きっと相当深く議論したと思います。例えば、このまちは経済がだめであっても、ものすごく住みやすいなんていう、そんなまちになるためにはどうしたら良いとか。条例を作っていく中で、条例の文言だけでなく、こんなまちに俺たちはしたいという大きな野望みたいなものがきつと出てきたのではないかなという気がします。だけどその野望に向かっていくには現状のシステムをかなり変えないと、もっと踏み越えていかないといけない問題がきつとあって、なかなかそれは抜本的に難しいのかも知れないですけども、だけどこんなまちにしたいという思いがないと、いくら言葉尻だけを整えてもしようがないと思うのですよね。この辺の夢見る部分の抑えというか、言葉にはなかなかできないのかも知れないですけど、特に小樽市の庁内で議論された時にはきつと労働組合の問題だとか、時間外労働の問題とかも発生してくるでしょうから、そこら辺は具体的に言う訳にはいかない問題なのかも知れないけれど、やはりもうちょっと人生をかけて踏み込んでいく勇気がないと、なかなか良いまちにはなっていないような気がします。それは民間も同じです。僕らももともと残業代とかは無く域活動をやっていますから、時間とか、お金とかと全く別なところで、郷土愛とかっていうこだわりとか、地域になにかしたいっていう思いでやっている訳で、その辺の願いや心の部分というのがあまり具体的でなくても良いから盛り込まれていかないといけないかなと思うのです。抽象的で申し訳ありませんけど、庁内で議論された時に、きつとそんな話にぶつかったかなという気がします、どうだったでしょうかね。

(横山会長)

中さんがおっしゃっている問題というのは、恐らくこれからのテーマの中で、参画・協働だとか、まちづくりだとか、コミュニティだとか、地域オリジナルの項目などがありまして、そういった中で改めて発言していただく機会が出てくると思います。まちづくりの議論は自治基本条例の中で当然していかなくちゃいけない訳で、それはそれで、なぜ最初に情報共有をやったかという、そんなに意見に相違がなく、まとまりやすいのかなという気がしたのです。

私が関わった稚内市、帯広市でも、やはり参画・協働だとか、地域オリジナルとかになると、委員それぞれの思いもありまして議論も結構白熱しました。1回や2回の議論で済まないのですけれど、今回の情報共有についてはどれくらい抽象度を増すのか、あるいは具体的に書くのが良いのかという程度の話かなと思っています。

時間になってきましたので、私からちょっと提案させていただきたいと思います、これから先、コミュニティだとか、いろいろなテーマについてやっていく時に、ちょっと手法を変えてですね、例えば知る権利だとか具体的なものを含めて書いた方が良いのか、それともそうでなくて稚内市のような抽象的なものが良いのか、早速事務局に振って、ある程度の条文を考えていただきたい。少し具体的な盛り込んだものと、稚内市、帯広市、札幌市のような抽象度の高いものと、2案を出してもらって具体的に次回決めるというようにしたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。コミュニティだとか、そういうところの議論は恐らくすぐに事務局に振る訳にはいかないと思いますけれど、情報共有についてはいいと思いますが、どうでしょうか。大変なのは石黒先生ですが。

(川脇委員)

具体的な解説書みたいなものは市民に公開するような形で出せるものでしょうか。

(横山会長)

解説書は市民全員にどれくらい見ていただけるか分かりませんが、やはり条例文だけだと市民に対して最終的な周知というのは非常に難しいと思います。解説をして分かりやすくすることによって周知になると思います。

(川脇委員)

そうするとその辺は役所としての考え方をある程度まとめておいてもらいませんか、周知する時にインターネットで検索すれば見られるというだけでなく、具体的な方法というのもある程度明確にしておいた方が良いでしょう。

(小笠原委員)

暮らしのガイドなんかに入れてしまえばいいですよね。他のまちではどのようにしているのでしょうか。

(横山会長)

帯広市はたしか条例文の後ろに解説文を付けていると思います。

(小笠原委員)

それをどのように市民に配布や公開しているのでしょうか。

(横山会長)

私も作った後のことはあまり詳しくありませんので、聞いてみましようか。2月に帯広市に行くものですから。ちょうど4年経って見直しにかかる時期でして。ただ解説書を含めて薄いものではありません。

(小笠原委員)

作ることのみで、市の職員は知っていても市民がその存在を知らないという意味がないですよね。

(川脇委員)

現実は条例だけですと市民は読みませんよ。ですから解説つきで広報おたるの中に1年かけてでも載せた方が良いでしょう。

(上野委員)

なにか変わるということ、この条例で夢が描かれていますよ、みたいなことが広報おたるに載ると興味を抱くんじゃないでしょうか。編集される方の腕次第でもありましようが。

(横山会長)

それでは配布の方法については帯広市に確認いたします。また、今日の情報共有については事務局に条文案を作成していただくということで、ちょっと大変でしょうがよろしくお願いします。それでは事務局から来年の日程についてお願いします。

(布主査)

来年の日程ですが、1、2月は小樽商科大学の試験等もありますので、今のところ1月18日(火)16時からと2月18日(金)16時からの2回を委員会として予定しております。ワークショップは2月23日(水)18時からと3月2日(水)18時からを予定しております。

(協議の結果、2月18日(金)16時の委員会を2月23日(水)16時(ワークショップ開催前)に変更することとした)

(横山会長)

ワークショップはご都合の悪い方はよろしいですが、2回あるうちの1回は出ていただきたいと思います。それでは今日はこれで終わらせていただきます。皆さんどうもおつかれさまでございました。